

○ 高知県部設置条例（昭和31年高知県条例第41号）（抄）

最終改正 令和6年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総合企画部、総務部、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活部、産業振興推進部、商工労働部、観光振興スポーツ部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

（1） 総合企画部

- ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 人口減少対策及び中山間対策の総合的な企画及び調整に関する事項
- ウ 広報広聴に関する事項
- エ デジタル化の推進に関する事項
- オ 公共交通その他運輸に関する事項
- カ その他他部の主管に属しない事項

（2） 総務部

- ア 議会及び県の行政一般に関する事項
- イ 職員に関する事項
- ウ 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- エ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

（3） 危機管理部

- ア 県の危機管理の総合的な調整に関する事項
- イ 消防及び防災に関する事項
- ウ 産業の保安に関する事項

（4） 健康政策部

健康及び保健衛生に関する事項

（5） 子ども・福祉政策部

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 社会保障に関する事項
- ウ 次世代育成に関する事項
- エ 男女共同参画に関する事項

（6） 文化生活部

- ア 文化振興に関する事項
- イ 国際交流に関する事項

- ウ 私立学校及び大学に関する事項
- エ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項
- オ スポーツ振興に関する事項
- カ 文化財の保護に関する事項
- (7) 産業振興推進部
 - ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項
 - イ 地域振興に関する事項
 - ウ 統計に関する事項
- (8) 商工労働部
 - ア 商業に関する事項
 - イ 工鉱業に関する事項
 - ウ 計量に関する事項
 - エ 労働に関する事項
- (9) 観光振興スポーツ部
 - ア 観光に関する事項
 - イ スポーツ振興に関する事項
- (10) 農業振興部
 - ア 農業に関する事項
 - イ 主要食糧の需給調整に関する事項
- (11) 林業振興・環境部
 - ア 林業及び森林に関する事項
 - イ 自然環境の保全に関する事項
 - ウ 循環型社会の推進に関する事項
- (12) 水産振興部
 - 水産業に関する事項
- (13) 土木部
 - ア 道路及び河川に関する事項
 - イ 都市計画に関する事項
 - ウ 住宅及び建築に関する事項
 - エ 港湾その他土木に関する事項